

**○笠井委員**

日本共産党の笠井亮です。

きょう、修正案を出したからすぐ審議せよという形で、地方公聴会の翌日に無理に委員会を設定して、しかも趣旨説明と、質疑をそのままその後やるというやり方については、私は、憲法という最高法規にかかわる法案審議にはとりわけあってはならないことだということを強く感じております。

それで、先ほど来、自民党の趣旨説明を含めて、自民党の側からは、もう大詰めである、そして何か締めくくり近づいたかのようなお話がありますが、委員会でもたくさんの論点、問題点がありますし、特に国民の中ではこれからだと強く感じているということを申し上げたいと思うんです。

そこでまず、これまでの公聴会の公述人や、それから昨日の地方公聴会の意見陳述者の意見を、提出者はどう受けとめていらっしゃるのかについて伺いたいと思います。

三月二十二日の公聴会では、六人の公述人のうち少なくとも五人の方が、また、昨日の地方公聴会では、新潟では四人中三人、そして大阪でも四人中三人で、またもう一人の方も拙速はだめだということをおっしゃいましたし、慎重にやるべきだ、セレモニーに終わらせるなどということが共通して出されました。中には、一度廃案にすることも含む根本的な検討が必要である、一から出直しをとという御意見もありました。

さらに、今、地方議会でも、改憲手続法案に対して慎重審議、廃案を求める意見書が採択され始めております。私が承知しているところでも、高知県の須崎市では改憲に直結する改憲手続法案を廃案にすることを求める意見書が、同じくまた南国市では慎重審議を求める意見書が、さらに、高知県でいいますとそれ以外にも四つの自治体の議会、また岡山県でも二つの議会で同様の意見書が採択をされております。

地方公聴会の委員派遣の報告についてはこの後あるということなので改めてその中身を踏まえて審議する機会があると思いますが、いずれにしても、こうした国民の中、あるいは地方公共団体の議会などから出ている意見について、法案提出者で直接地方に行かれたという点でいいますと、船田委員、赤松委員、それから枝野委員はどのように受けとめていらっしゃるか、そして、今後の法案審議にどう反映させるおつもりかを伺いたいと思います。

**◆船田委員**

お答えいたします。これまでも笠井委員と一緒に中央公聴会あるいは地方公聴会へ出かけてまいりました。特に、きのうも新潟、大阪ということで大変ハードなスケジュールでありましたけれども、それぞれの地域におきまして大変有意義なお話をいただきまして、大変考えるところが多かったと思っております。

もちろん、成立を急ぐ必要はないという御意見も一方でありながら、国民投票法案、国民投票を行う手続というものについての必要性は、言うまでもなく国民の最も基本的な憲法をどうするかということの主権者としての大きな手段であるということ、これを整えるということについては、その必要性を多くの方々が認められているということも確認をいたしました。

また、成立を急ぐ必要はないという御意見もありましたけれども、一方では、これから先、この憲法の中身の議論が始まる、あるいは各政党においてそれぞれの考えが明確に示される、そういう以前の、今であればこそ冷静に公正なルールを決めるということができないのではないか、だから、今現在、それを行うことは妥当である、こういった意見も強く出されていたところでございます。

賛否両論といいますか、急げ、急がないという議論はそれぞれありますけれども、これはやはり、私は、決して急ぎはしませんけれども、今がそれを冷静に判断し、冷静に決めていく好機ではないか、こう理解をしたわけでありまして。

問題点が多いという指摘もございまして、私たちは、そういった問題点の御指摘一つ一つに耳を傾けながら、できる限り修正を加えながら、その問題点を少なくしていくという努力を今日まで続けてまいりました。過半数の意義、それから無効票を少なくするためにどういう工夫が必要であるか、あるいは、できる限り国民運動が自由闊達に行われるために、運動の規制、メディア規制等も含めてでき

るだけ少なくしよう、こういった点についても努力を重ねて修正案にしっかり盛り込んできたつもりでございますので、そういったさまざまな御意見というものを十分に拝聴しながら今日に至っていると思っております。

#### ◆赤松（正）委員

今、笠井委員から公聴会等についてどういうふうに受けとめたのか、それから今後どうするのか、二つの御質問があったと思います。

まず、受けとめ方の方ですけれども、私は、今の船田委員とも関連するんですけれども、適切かどうか、サイレントマジョリティーという部分があって、要するに、憲法が今あって、その附属法たる国民投票、憲法改正の手法がないということに関して、これはぜひ用意すべきだという多数の意見があるというふうに私は思っております。

そして、現実に反対する人が公聴会にも大勢いたじゃないか、こういう御指摘については、いささか憲法の、とりわけ九条についての、これが先ほど直結するというお話がありましたけれども、ちょっと過剰ではないのかなど。

私どもは、御承知のように、憲法九条については変えるべきではないという強い考え方を持っておりまして、その政党が与党の一角を形成していて、そしてこれからの憲法審査会、たびたび繰り返しますけれども、憲法審査会の場でしっかりと、改めて、初めてと言っていいぐらいにきちっと改正を前提にした議論をしよう、必要がないという結論ももちろんある、こういうことをやろうとしているときに、いささか絡め過ぎの御意見というか、そういう部分が結構見えたなということを感じて持っております。

それから、これからどうするのかということにつきましては、先ほど枝野委員の方から非常に重要な提起があったと思います。私ども公明党としましては、何としてでも民主党と一緒に法案を出したいという強い願いを持って今日までやってまいりました。私はまだあきらめておりませんので、枝野さんの方から出てくる案についてしっかりと見ていきたい、そんなふうにいるということを申し上げさせていただきます。終わります。

#### ◆枝野議員

まず、地方公聴会の感想ですが、全体として受けとめましたのは、安倍晋三君のせいで日本の憲法議論は十五年ぐらい後退したなという印象であります。つまり、本来、憲法の議論というのは九条だけではない。九条についてもいろいろな方向での改正の方向性がある。国民投票法制については、改憲をすとかしないかということと全く関係なく、客観的、中立的につくらなければならない。こういう方向で、憲法調査会発足以来、七、八年ぐらい積み重ねてきて、ようやくそういう方向での認識が広まりつつあった中を、ことしの一月以降の安倍晋三君の発言がぶち壊しにしてしまった。十五年ぐらい日本の憲法の議論は後退をしたというふうに印象として受けとめています。

それから、具体的な中身については、一つは、やはり具体的にここでの議論が十分に国民の皆さんに周知されていないなど。わあ、ひどいなと思ったのは、新潟でも大阪でも、与党と私どもが修正の協議をしていると勘違いをしておられまして、協議は一切していない。皆さん一緒にここでやっていることが修正協議だとすれば修正協議なのかもしれないが、この委員会とか小委員会での議論しかしていません。にもかかわらず、修正協議をしていると思込んで、それを前提に発言をされている方が両方でいらっしまった。全くここでの議論が伝わっていないな、こういう状況では拙速という声が出るのも当然であるなということ。

それからもう一つは、最低投票率をつくるべきだという声がたくさんありましたが、ここでの議論が十分に伝わっていれば、そういう意見があっても結構ですが、それはちょっと無理な主張じゃないかということとは十分説得できているつもりでおりますが、そこところが十分周知されていないなということ。

それからもう一つは、やはりこれは我々自身がこれから詰めなきゃいけない。つまり、先ほど申し上げましたテレビのスポットCMについて、表現の自由という観点からできるだけさわらない方がいいのか、それとも、資金力の多寡で影響力が大きいのでスポットCMは全面禁止も含めて考えた方がいいのか。これは公述人の、しかもそれぞれの憲法についての立場の違いを超えて多様な意見があるということでもありますので、これは相当研究し、議論をしなければいけないのではないかと、こういう印象を持

ちました。

#### ○笠井委員

今、それぞれの感想もありましたけれども、やはり、出されていましてように、中身をめぐっていろいろな意見が出されたということが一つ。

それから、法案そのものの必要性は別としても、それ自身が大きな議論があるわけですが、同時に、今もありましたが、多くの国民に知らされていない、国民は知らないという状況が厳然としてある。中央公聴会でもそういう御意見が与党推薦の公述人からも複数出たわけでありまして。というもとで、拙速ではいけないという共通した意見が出されているというのが当然のことだと私は思いますし、これについてはさらに必要な意見も聞く、そして、地方も二カ所にとどまらず、きちっとやはり国民の中で議論をするということで徹底してやる必要がある、これは強く求めておきたいと思っております。

同時に、過剰な動きというようなことで、九条に絡めて御意見がありました、絡めているのは国民の側じゃなくて、まさに首相自身が絡めてきているという状況で、その一体のものとして今出しているということがいよいよはっきりしているんじゃないかと思うんです。

そこで、改めて、今どういう政治状況のもとでこの審議がされているのかという認識を伺いたいんです。

二十二日の公聴会も昨日もそうですが、多くの意見陳述者、公述人から指摘をされましたけれども、安倍首相自身が特にことしに入って、みずからの内閣で改憲をすることを目指すと言いつつ、参議院選挙で争点にする、そのためにまずは手続法の成立だというふうに言ったわけですが、そうした発言に対して、やはり危惧している、抗議すべきだということが賛成の方からも出されました。また、憲法九十九条、九十六条に反する違憲発言だという指摘もありました。さらには、自民党新憲法草案の実現に沿うものだという意見もありましたし、これは大阪でも、賛成の立場の方も含めて、憲法を政争の具にしているという指摘もありました。

私は、これに加えて、従軍慰安婦の問題に関する安倍首相の発言がアジアだけでなく米国においても厳しい批判にさらされる中で、やはり侵略戦争に反省のない勢力が九条を変えて海外で戦争できる国にする、そのために手続法が位置づけられているということがもはや常識になってきていることだと思うんです。きのうの公聴会でも改めて感じました。

そこで、法案提出者は、これまで、改憲するかしないかにかかわらず公正中立なルールをつくるんだということを趣旨説明以来言われてきたわけでありまして、そういう理由が今なお国民の理解を得られるものと考えているのか、そこはぜひ聞きたいところです。

手続法案は、安倍内閣が目指す改憲のために必要な法制としても位置づけられていることは明らかではないか。先ほど、法案審議についてはもう五十時間やってきたということを修正の趣旨説明で言われましたけれども、私は、その趣旨説明の前提というのは、これは改憲と一体じゃないんです、公正中立なルールをつくるんです、そういう趣旨で説明をされて出したわけですから、明らかに今の状況は、総理そして自民党総裁自身がこれは改憲のために成立させてほしいと言っているわけで、趣旨説明とは違う状況になっているもとで今審議が行われているんですから、本来、五十時間じゃなくてゼロからカウントし直すべきだ、大詰めどころかこれからだというふうに思うんです。あるいは、もう撤回する、改めてもう一回考え直すというのが当然自民党としてはやるべきことだと思うんです。

まず、与党の提出者、代表して自民党で結構ですが、そうしたことについて、引き続き趣旨説明の趣旨は変わっていないというお考えなのかどうか、今の状況についてどうなのか、伺いたいと思っております。

#### ◆葉梨委員

趣旨説明の趣旨は変わっておりません。私どもの出している法律案というのは、特定の改憲のためのルールでもございませんし、また護憲のためのルールでもなく、これはあくまで公正中立なものであるというふうに認識をしております。

先ほど、枝野委員から、安倍晋三君ということで、安倍総理ではなくてわざわざ安倍晋三君というような発言がございましたけれども、安倍さんも、総理としてということではなくて、一人の国民としてあるいは一人の国会議員として発言をされているというふうに認識をしておりますし、自民党の総裁としてこの国民投票法案の成立には御支援をいただいているというふうに認識をしておりますが、あくまで、

私どもの出している法律案は、特定の改憲のためのルールでも特定の護憲のためのルールでもなく、公正中立なものであるというふうに認識をしております。

#### ○笠井委員

今ありましたが、国民はだれもそんな説明は納得しないですよ。内閣総理大臣で自民党総裁がはっきりと公式の場で言っているわけですよ、これは改憲をやる、そのためのもので、ぜひ今国会で成立させる、そして参議院選挙で争点にして、その後議論、改憲を進めていくというわけでしょう。新憲法草案をベースにして、他党とも中身を詰めていきたいとまで答えているわけですよ。だから、そういうことを言われても全くお話にならない。国民だれもそんなことで、あれは個人で全く別です、応援している一個人にすぎませんなんという話にならないと思うんですよ。

小澤公述人も言われましたけれども、改憲の中身の問題と手続法を制定する問題が関連していることは国民にとっては常識になっているということでもありますけれども、法案提出者はこうした国民あるいは市民の皆さんの常識の外でこの法案の論議を行っているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

関連して民主党の提出者に伺いますけれども、民主党はそんなつもりで法案をつくろうというふうに思っていないんだと、先ほど安倍晋三君というお話もありましたが。安倍首相自身の一連の発言を見れば、やはり、安倍総理、首相は、自身の内閣が目指す改憲のために手続法の整備を位置づけている、そう見ざるを得ないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ◆枝野議員

葉梨委員はよく理解をされていて、半分だけ安倍晋三君と、総理と申し上げなかったのは、彼が使い分けていることはまやかしたという趣旨で私は総理と申し上げなかったのですが。

ちょっと余計なことを申し上げますと、一般的に、自由民主党総裁と内閣総理大臣が同一人物である場合でも、国会においては、自由民主党総裁としての立場でいろいろなことをお尋ねしてもお答えにならないのですよ。例えば、党内のいろいろな汚職問題とか、国会運営についてとか、総理としてじゃなくて自民党総裁としてお答えくださいと我々がお尋ねをしても、内閣総理大臣だからそれは答えない、行政府の立場だから答えないと言っておきながら、この点だけは少なくとも何度か答えて、ようやくまじいと思って最近やめているようですが、少なくとも、何度もそういう立場で答えたという事実は残っているということでもあります。少なくとも、自由民主党の総裁が、あるいは内閣総理大臣が安倍晋三君であるという状況の中では、自民党の皆さんが今のような御説明をされても説得力は持たないだろうと思います。

ただし、私たちは全く別の視点で、全く別の立ち位置でこの法案を提出させていただいておりますので、自民党がどういう立場であるのかにかかわらず民主党はそういう立場であります。いずれにしても、この法律の施行は民主党の原案は二年ですが三年にしようと思っていまして、三年以内には総選挙がございますので、そのときには安倍晋三君は総理大臣ではないようにするのが我々の責任だと思っておりますので、この法律施行のときにはそういったよしまな考えの方は総理大臣ではないという前提で我が党の法案を提出しております。我が党の法案を可決していただくということであれば今のような問題は生じないということだと思います。

#### ○笠井委員

今の点に一言言えば、別の視点と前提、目標を民主党が入れるのは御自由なんですけれども、民主党提出者が幾ら改憲とは無関係の公正中立なルールと言われても、やはり安倍政権下でつくられる手続法は安倍内閣が目指す改憲のための手続法ですし、そういう制度をつくることによって、それをどの時点で、じゃ、民主党になっているかどうかということ自体も、目指すのは結構ですが、制度としてはそういうことにつながっていくということは明確だと私は思うんです。

もう一点、修正案作成の経過に関連して伺いたいんですが、これは与党の側で結構ですが、昨日の公聴会でもいろいろ御意見がありました。先ほど趣旨説明の中で、修正案のほとんどは委員会の議論から導き出された形で言われましたが、きのうの地方公聴会でも、陳述者の中で、やはり昨年十二月十四日に出された修正案の方向とは異なる内容がこの数日の間に決められたということで驚きの声がありまし

た。

特に、公務員法における政治活動の制限規定を適用除外にすると書いていたものを、適用除外にしないと言ったり、それから、修正案の第百四条、国民投票に関する放送についての留意という、これは原案にも、また昨年十二月十四日に示された修正の方向の中にもなかった規定が突然盛り込まれたりもしているわけです。

与党案の提出者、またこの委員会の中でも、法案の論議というのはすべてオープンにして、特にこの委員会の場でやっていくんだということを繰り返し言ってこられました。そして、公聴会で出された意見を反映させるというふうに言われてきたわけですが、今指摘した点などについては、この委員会で議論したり、あるいは公聴会などで出された意見なのかどうか。そういうものではないというふうに私は思うのですけれども、そういうことも含めて、修正したことの経過について、これは与党の修正提出者で結構ですが、どなたかに伺いたいと思います。

#### ◆船田委員

与党の修正案に至る経緯ということではありますが、昨年五月に与党案それから民主党案がそれぞれ出されまして、それから本会議、そして委員会、ある程度の時間議論をいたしました。もちろん与野党間協議というのはありませんで、この場でいろいろと議論をし、そしてお互いによい部分を取り入れながら、それぞれ修正すべき方向というのを模索してきたと思っております。

今お話をいただいたメディア規制の部分、ちょっと言葉は悪いんですけどもあえて言うとメディア規制の部分、それから公務員法制と国民投票運動の関係、そういうところなどについても既に委員会の中でさまざまな議論があったわけでございます。

確かに、十二月十四日時点での修正の方向について私がここで説明を申し上げましたときには、放送法の適用の点、それから公務員の政治的行為の制限規定の適用除外、そのことも申し上げてきたわけですが、若干、その後の議論というものがございました。

確かにこれは、我が党内における、あるいは公明党さんとの調整という中で出てきた新たな問題でございます。このことについては確かに党内でも相当いろいろな角度から議論がありまして、そのことを私どもは十分に議論をし、そして公明党ときちんと協議をした上で、この修正案に反映をさせるということといたしました。

この点については、確かにこの委員会がかつては出ておりましたけれども、最近になってはそういう議論がなかった点で、多少唐突という感が否めないかもしれませんが、私どもとしては、今国会が始まってからしばらくこの委員会における議論がなされなかった。いろいろな理由がありますけれども、なされなかったために、本当は議論していただきたい部分でありましたけれども、それを我が党内あるいは自公の中で議論したという形で今日まで来ていた、そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。決して、密室であるとか、あるいは今まで全く考えていなかったことを新たに考えるというものでは全くございません。

#### ○笠井委員

今、唐突という点では正直にお認めになって、この委員会や公聴会の中で必ずしも出たものでなくて、意見を反映させるものではないということの答弁があったと思うんです。

内容の点で一点だけ伺っておきたいんですが、修正案の中で、ない問題といいますか、国民投票における最低投票率の問題でありますけれども、二十二日の公聴会でも、また昨日の地方公聴会でも、最低投票率の設定、あるいは有権者の過半数が投票に参加するような仕組みが必要ということが強調されておりまして、そういう御意見がありました。

私は、それを拒否するということは理論的にも成り立たないし、また、やはりそういうことをきちっとやるということが国民の側からも、あるいは、そもそも硬性憲法という点からも要請されているというふうに感じるんですけども、にもかかわらず、修正案ではそのことについては一顧だにされていないというのはどういうわけか。はなから検討する気がないのかどうか、その辺はいかがなのか、伺いたいと思います。

#### ◆葉梨委員

昨日の新潟公聴会、私は出席しておらなかったんですけども、新潟大学の田村助教授、さらには、

大阪公聴会においては今井参考人が最低投票率を設けるべきではないと力説されていたというような御報告を受けております。

この件については、既にこの委員会でも種々議論がされておりますけれども、せんだっての中央公聴会におきましても、公述人の方から、我が国の憲法の制定過程において、すべてを国民投票にかからしめる形のものが出てきたというような話がございました。

我が国の憲法というのは、当然、基本的人権に属するものもあれば、統治機構に属するものもあるということで、種々いろいろなものをカバーしております。その中で改正を行っていくということになると、すべての案件について一定の投票率を確保できるのかどうかというような問題もまた生じてこようかと思えます。

しかしながら、大きな問題についてはやはり投票率というのを上げる努力というのはしなければならないし、笠井委員とも一緒にスペインにも行かせていただきましたが、スペインの王位継承権をめぐる国民投票、憲法改正について向こうの議員さんたちが、投票率をぜひとも高いレベルにしていけないと王制に対する正統性というのはなくなっちゃうなというようなことをお話しされていたことも御記憶になっているかと思えます。

やはり、我々としては、投票率を上げる努力ということはしていかなければならないと思えますけれども、さはさりながら、制度としてワークする制度ということを考えていきますと、今回は最低投票率を設けないという形にしています。

#### ○笠井委員

時間になりましたので一言だけ。

制度としてワークするということでは、低い投票率でも成立できるようにという本音なのかなと私は思いまして、結局、国民のための投票手続法案といいながら、やはり少数の国民の賛成でも改憲案が承認されかねないという国民の中から出ている疑問やそういう懸念には一向に答えようとしていない、そこにやはり提出者の姿勢の根本的なところがあらわれているというふうに私は感じます。

私、今、法案と修正案についてはまだ何ページも聞きたいことがありますが、きょうは時間になりましたから、また引き続き質疑をさせていただくということで、きょうは終わります。

.....

#### ○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。きょうは、四人の陳述者の皆さん、本当にお忙しい中、貴重な御意見ありがとうございました。

伺っていて、新潟における憲法に対する熱い思いと問題への関心の高さについて、私自身も、祖父母が佐渡で、父親も新潟市の出身ですので、改めて新潟の皆さんの思いに触れた思いがしました。

それで、私たちは、この手続法案については、九条改憲への条件づくりであり、しかも改憲案を通しやすくするという点で反対という立場をとってまいりましたが、きょうも、賛成、反対は別にしても、やはりいろいろな問題点については時間をかけて、きちっと国民に知らされてということも含めて御意見があったことを委員会としても重く受けとめるべきだということを感じております。

そこで、まず藤尾さんに伺いたいんですが、今どういう状況の中でかということと言いますと、特にことしに入って安倍首相自身が改憲をするとみずから言われて、そのための手続法成立をぜひということとで号令をかける。けさのNHKニュースでも、従軍慰安婦問題でアメリカの中でも懸念が出ているということで、戦争にまともに反省のない勢力が九条を変えて、海外に出て行って戦争をする国づくりをするということに対しては、内外からも懸念と批判が高まっているという状況だと思うんです。

そういう中で、藤尾さん御自身はいろいろなことにかかわってこられて、昨今の憲法をめぐる状況、そしてまた、この手続法案の審議をめぐる状況について新潟県民としてはどういうふうに受けとめてい

とごらんになっていらっしゃるか、お答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ◆藤尾彰君

今笠井委員がおっしゃったように、最近の、特に安倍首相の発言云々といったようなこと、あるいは外務大臣の発言とか、あるいは自民党の政調会長の発言とか、そういうふうないろいろのものから県民の多くは相当危険な状況を認識しているんじゃないかというふうに思います。

そういう中で改憲手続法案が強行採決、強行採決ということが新聞やテレビに何度も出るということ自体、この審議のあり方というものは、本当に、わざわざ公聴会まで開いてということなんですけれども、四月の十四日ごろですか、要するに一斉地方選挙の前半戦が終わったところに委員会採決をし云々といったようなことが、そして、民主がのってなくても自公だけでもやるんだといったようなことが平気で新聞やテレビに流れて、それに対して委員会として抗議したというふうな話は聞いたことがない。そういう意味では、何を指しての改憲手続法案かということは透けて見えてくるというふうに言うべきではないかと思います。

#### ○笠井委員

先ほどの御意見をそれぞれ伺った中で、馬場さん、藤尾さん、越智さんは、改憲案が少数の国民の賛成でも承認されかねないという両案の問題を指摘されたというふうに思います。

そこでお三方なんですけれども、私も、憲法という国の最高法規が少数の国民の賛成でも改正されかねない両案については、根本的に間違っているというふうにこれまでも委員会でも再三言ってきたわけですが、提出者の側から最低投票率をつくらないんだということで理由を主に三つ言われてまいりました。一つは、そういうことをするとボイコット運動を誘発しかねないんだ。それから二つ目には、改憲案によっては高い投票率が期待できないということもあるので、設定するとかえってやりにくくなる。そして三つ目には、九十六条にない加重要件を課すことは憲法違反だという、主にその三つの理由で最低投票率をつくらないということが言われてまいりました。

しかし、私はそれはいずれも成り立たないというふうに思うんですけれども、先ほど問題点を指摘された馬場さん、藤尾さん、越智さん、そうした最低投票率をめぐる議論についてそれぞれコメントをいただければということ。

それから、時間の関係で、藤尾さんには加えてですが、先ほど馬場さん、越智さんから公務員、教育者への運動規制の問題で御指摘があったんですが、藤尾さん御自身はこういう規制について、今修正も含めて案が出ていますが、どういう効果を、影響をもたらすというふうにお考えかどうか、藤尾さんにはその点についてもあわせてお答えいただきたいと思います。

お三方にお願いします。

#### ◆馬場泰君

最低投票率の問題について、非常に低い投票率を前提に立論している、もちろん立論するのは懸念をするからでございまして、この指摘に対してむしろ国民に対して失礼ではないかという御指摘をいただきました。本当にそうであれば大変結構だと思うんですが、残念ながら、国政選挙の投票率はどんどん下がってきている状況にあります。

そういう中で、私どもとしては、やはり心配な局面を前提にしなければならない。国民に対して低い得票率しかないという指摘はかえって失礼ではないかというのであれば、むしろ最低投票率を設けるべきではないか。最低投票率を悠々超えた形で、国民の総意を結集した形で憲法の改正を堂々とするべきではないかというふうに考えます。

#### ◆藤尾彰君

憲法の改正というのは、多くの場合、例えば旧仮名遣いを新仮名遣いに変えるといったようなことはある意味では国の進路にかかわるとは言えないかもしれませんが、九条二項を削除する、そして自衛軍を創設するといったようなものは国の進路に大きくかかわる問題で、国民的な規模の討論と国民的な規模での投票参加というものがあるべきだろうというふうに思います。そういうふうな点で、最低投票率を定めないというのは、成り行き任せ、ある意味では無責任というふうに思います。

現に、お隣の国の韓国では、憲法百三十条で、有権者の過半数の承認が必要だ、すなわち、最低投票率は五一%以上でなければならない。その数字は出ていません、過半数でなければならないというふう

に言っている。恐らく、そのあたりが合理的ではないかというふうに僕としては考えます。(笠井委員「公務員の問題を一言」と呼ぶ)

公務員の問題に関しましては、最近、公務員の言論、表現の自由に絡む事件が続発しているという形で、そういう中でまた公務員並びに教育者の地位を利用した国民投票運動といったようなものに対する規制ということになってくると、やはり公務員、教育者合わせて何百万人という人たちを相当に萎縮させるのではないかというふうに思いますので、基本的には自由というように……。だから、よくよく問題になる例を挙げて、例えば点数をやるからおれらの憲法改正に賛成しろといったような、そういう具体的に直接害悪が見えるようなものを列挙して禁止するといったようなことがいいんじゃないでしょうか。

◆越智敏夫君

国民がボイコットするかとか、そういう見方ですけども、僕はボイコットも一つの政治表現だと思いますから、そこでボイコットをして改憲案を否決する、つまり、最低投票率を決めて、そういうことを国民が判断すれば、それはそれでしょうがないと思います。

ただ、ちょっと気になるのは、国民が行くか行かないかというのは議員の皆さんが議論するところではなくて、この改憲の方法は、議員の皆さん、つまり国会が憲法をどう考えているかを示す姿勢のあり方なので、そこがすごく気になりますね。つまり、皆さんが憲法をどうしたいのか、議員がどうしたいのかということを示すわけで、そこでハードルを下げると、結局国会は憲法を変えたいという表現をするということだと思います。

○笠井委員

ありがとうございました。終わります。

.....

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。きょうは四人の陳述者の皆さん、本当にお忙しい中、貴重な御意見をありがとうございました。

私たちの党でいえば、今度の手続法案は九条改憲の条件づくりということで、その案を通しやすくするものになっているということで反対の立場であります。先ほど来の議論で、これまでなかったようなことについていろいろありました。私は、今これは政党や立法府の都合ではなくて、国民自身が改憲を必要としてこなかったからだ。そして、先ほど新潟でも御意見があったんですけども、まさに国民自身がそういう選択をしてきたということが指摘をされておりました。そういう中で、改憲を視野に入れる人たちの中で議論が始まっているんだということも言われていたというふうに私は感じております。

先ほど来、多くの問題点とともに、セレモニーに終わらないように、そして、もっと時間をかけて、拙速はだめだということで、こういう問題については委員会としても重く受けとめて今後審議を徹底してやるべきだということ強く感じたところであります。

そこで、まず吉田さんに伺いたいんですけども、先ほど国民主権原理との関係で両法案の根本的問題点という御指摘がありました。それに加えて、既にお答えもあるのかもしれませんが、中野さん、中北さんからは最近の安倍首相の言動とのかかわりであるということであったわけですが、安倍首相自身が改憲ということを打ち出して、そのために手続法を今国会で成立という号令をかけて、しかも新憲法草案をベースに他党と協議するとまで言われていると。さらに、けさのNHKでも従軍慰安婦問題でアメリカでも懸念が起こっているという中で、やはりあの戦争にまともな反省のない勢力が九条を変えて、そして海外で戦争する国づくりに乗り出すということについて内外で強い不安、批判があるということは事実だと思うんです。

そこで、吉田さんに伺いたいんですが、昨今の憲法をめぐる状況、そしてまた、そういうもとでこの手続法案の審議をめぐる状況について、御自身を含めて府民の中でどういうふうに受けとめがあるかと



いうふうにごらんになっているか、憲法を研究されている立場で伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ◆吉田栄司君

私の意見陳述のレジュメ、ローマ数字で一、二、三、四、五と立てた実は二で時間のないまま飛ばしたところがございます。それは、国会による発議手続を定めた九十六条一項が、衆議院の優越性を排除した両院対等制をもって最高機関としての国会にその原案提出権をゆだねている、こういう話をさせていただきます。その後、二の二のところ、内閣それ自体が国会による発議手続の原案提出権を持つかどうか問題というのが実はある、こう書きました。これは時間がないので発言の中でカットしたところですが、その点を実は中北さんが御指摘だったんです。

やはり、注目すべき違憲発言というふうには安倍首相の改憲発言を憲法学界はとらえているということ。どうということかと申しますと、九十六条そのものが内閣が原案を提出することを予定していない規定だと。御承知のとおり、実定日本国憲法の最後の方に補則規定が百条以下百三条まであるわけですが、実質的には九十九条で終わるわけです。その九十九条こそ、天皇、摂政を含めて、言うまでもなく国会議員も国務大臣も裁判官も含めてですが、すべての公務員が憲法をまさに擁護、実現すべき義務を負うという規定なんです。

そういう中であえて憲法を変えるべきだということを発言し得るのは、国民代表としての国会議員だけなのだとことを憲法は打ち出している。原案提出権を内閣の閣僚たち、つまり国務大臣たちは発言できない、ましてや内閣総理大臣は発言できない、そういうふうには憲法学界はとらえている。その限りにおいて、本年冒頭の安倍総理大臣の改憲発言というのは、憲法から逸脱をした九十九条違反、九十六条違反の御発言というふうには憲法学界はとらえているということをやはり強調をさせていただきたく存じます。

さらに、御承知のとおり、九条の会というのが全国的に草の根で広がっておりまして、大阪府は、お聞き及びかとも存じますが、全国でこの一月末に六千を超えるに至っているとも言われているこの会の実に一割を超える、大阪は首都東京都内の会の結成数に比べても断トツと言ってもいい、一割を超えるといえますか、六百を超えているというところで、桂米朝氏や藤本義一氏らと呼ばかけ人とするこの会は、大阪では非常に、私が事務局長をさせていただいています、私自身びっくりするような広がりを見せているということはあるかと思えます。

そういうことを発言する場ではないとは存じますが、そういう御質問でしたので一言だけつけ加えさせていただきます。

#### ○笠井委員

もう一問ですが、公務員、教育者への運動規制の問題ということで、先ほど中北さんから言及がありました。それで、地位利用の問題さらには修正案をめぐる問題ということで御指摘があったわけですが、これは中北さんと吉田さんに伺いたいんです。実際こういう規定がもたらす効果といえますか、国民投票運動にどう影響を与えるか。吉田さんが先ほど人権論との関係でということ、はしょったけれどもとおっしゃったんですが、どういう効果と国民投票運動に影響を与えるかということについて一言ずつ伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

#### ◆吉田栄司君

私の意見陳述のレジュメの今度は三の4にかかわる点で、先ほどちらっと申し上げたところを改めて聞いていただいております。敷衍させていただきます。

御承知のとおり、公務員になるには試験が課される。当然に、法的な知識、憲法知識、法的枠組み、その意義、人権の意義、民主制、民主的手続の意義、そういうことについてもしっかりと認識を持った方でないと公務員になっていただくわけにいかない。全国民に奉仕する全体の奉仕者という性格を十五条一項が打ち出している。

ということではありますと、まさに広い視野と深い認識を国あるいは社会についてしっかり持っている人たちが公務員。税金をもらい、税金を使う立場、そういう職業。先ほど申し上げた天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官。当然、書かれていませんがその他一切の公務員ということですから警察官から何から。こういう公務員についてこういう規制を課すと。

一たん緩められるような原案になっていたところをまた最近復活してきているというふうな御指摘が先ほど中北さんからございましたが、公務員のそういった活動を認めないということは、広い視野を持った、ましてやその先端のところと言っては自分が偉そうに聞こえて恐縮ですが、憲法研究者たち、こういう教育公務員さらに教育関連あるいは法学者、憲法学研究者、それらが発言することができなくなるということは、広く国民に憲法改正の意義等々を知っていただく上では、国民全体にとってやはり大きくマイナスになるだろうというふうに私は思います。

以上です。

◆中北龍太郎君

同趣旨でありますけれども、こうした言論規制が加えられると、刑事罰の問題さらに行政処分の問題が生じまして、権力の濫用によってさまざまな不当なことが行われる。その結果、国民投票運動が非常に大きく萎縮してしまう、そんな規制効果が大だということです。

公務員は全体の奉仕者として市民に尽くしています。そして、教職員はさまざま憲法や法律を教えています。その方々が五百数十万おられて、そこが全く発言できない、あるいは相当規制されるということになればブラックボックスができてしまって、国民投票運動がますます盛り上がらなくなってしまうという、非常に重大な問題だと考えざるを得ないのです。

○笠井委員

時間になりましたので終わります。ありがとうございました。